

【附属書Ⅱ】

特記仕様書（補足説明付き¹）

1. 対象国

2. 業務名称（案件名）

3. 本事業の背景

事業提案書や案件概要表に記載された事業実施の背景や事業目的を参考に、受託者と JICA で相談の上、半ページ程度を目安に記載する。

4. 本事業の概要

（1）対象地域

（2）プロジェクト目標及び成果

プロジェクト目標

成果

（以下、プロジェクト目標を達成するための成果を全て記載する。）

成果 1 :

成果 2 :

成果 3 :

- ・
- ・
- ・

（3）相手国側関係機関等

相手国側関係省庁

相手国側実施機関（カウンターパート）

¹ 水色の記載は、補足説明です。実際に特記仕様書を作成する際は、水色部分の記載は削除してください。

(4) 受益者層（ターゲットグループ）

直接受益者

間接受益者

5. 業務（活動）の内容

事業提案書の「活動」の内容を参考に、以下に注意し、受託者と JICA で協議のうえ記載する。

- 契約管理の観点から、受託者と JICA の双方が何をもって業務（活動）の実施及び完了したかを確認できるよう、抽象的な表現は避け、技術協力プロジェクト等の特記仕様書記載内容を参照のうえ、具体的な記載とする。
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?&contract=1>
- 四半期業務報告書の提出時には、受託者は本項目に基づき、業務（活動）の進捗を報告し、JICA とともにモニタリングを行うため、業務（活動）を時系列に整理し、記載する。
- 本項目は JICA が受託者に委託する業務の内容を規定するものであり、受託者が実施する事業のうち、JICA が本契約において受託者に委託する活動のみ切り分けて記載する。
- 事業提案書の「活動」が具体的であり、大幅な見直しが不要と判断する場合には、事業提案書の「活動」の内容をそのまま転記することも可とする。

(1) プロジェクト目標及び成果を達成するための活動

(以下、各成果を達成するための活動を全て記載する。)

成果 1 を達成するための活動

活動 1-1 :

活動 1-2 :

活動 1-3 :

成果 2 を達成するための活動

活動 2-1 :

活動 2-2 :

活動 2-3 :

成果 3 を達成するための活動

活動 3-1 :

活動 3-2 :

活動 3-3 :

・
・
・

(2) 本邦研修

本邦研修を実施しない場合には、「本業務では、本邦研修を実施しない。」と記載し、以下の表を削除する。

| | |
|-------|--|
| 目的 | 本邦研修を実施する目的を記載する。 |
| 研修内容 | 研修の内容を簡単に記載する。また、その内容がプロジェクト目標や成果の達成にどのように資するかについても記載する。 |
| 実施場所 | 例 ○○県 ○○市 |
| 研修機関 | 例 ○○病院 |
| 実施回数 | 合計 回 |
| 研修参加者 | 約 名/回 または のべ○名 |
| 研修日数 | 約 日（移動日を含む）/回 |

注) 本邦研修実施業務は、本契約とは別に契約を締結します。

(3) 第三国研修

第三国研修を実施しない場合には、「本業務では、第三国研修を実施しない。」と記載し、以下の表を削除する。

| | |
|-------|--|
| 目的 | 第三国研修を実施する目的を記載する。 |
| 研修内容 | 研修の内容を簡単に記載する。また、その内容がプロジェクト目標や成果の達成にどのように資するかについても記載する。 |
| 実施場所 | 例 ○○国 ○○州 ○○市 |
| 研修機関 | 例 ○○大学 |
| 実施回数 | 合計 回 |
| 研修参加者 | 約 名/回 または のべ 名 |
| 研修日数 | 約 日（移動日を含む）/回 |

(4) 現地工事（支援型の場合、この項目を削除）

業務対象国において200万円以上（1契約1発注）の施設等を建設する現地工事（修繕・修理を含む）を実施する場合は、以下の項目を記載する。

現地工事を実施しない場合には、「本業務では、現地工事を実施しない。」と記載し、以下の表を削除する。

| | |
|----|----------------------------|
| 内容 | 現地工事（修繕・修理を含む）の内容について記載する。 |
| 場所 | 例 ○○国 ○○州 ○○市 |

(5) 物品・機材の調達（支援型の場合、この項目を削除）

160 万円（1 契約 1 発注）以上の事業用物品又は機材の調達を行う場合、以下の項目を記載する。

物品・機材の調達を実施しない場合には、「本業務では、物品・機材の調達を実施しない。」と記載し、以下の表を削除する。

| | |
|--------|------------------|
| 物品・機材名 | 調達する物品・機材名を記載する。 |
| 数量 | 数量を記載する。 |

6. 業務の実施体制等

以下の点について JICA・受託者間で確認し、明示する。

(1) 現地実施体制

① 現地事務所

現地における事務所の借上げ有無を記載する。

② 業務従事者

長期で現地滞在する業務従事者の有無を記載する。有の場合には人数と役割を記載する。

③ 現地業務補助員

現地業務補助員の有無を記載する。有の場合には人数や役割を記載ください。

(2) 再委託

約款第 3 条第 2 項の再委託又は下請負を行う場合は、全ての再委託又は下請負業務について以下のように記載する。

再委託又は下請負を実施しない場合には、「本業務では、再委託又は再請負を行わない」と記載し、以下の文・項目を削除する。

本業務では、以下の業務について再委託又は下請負を行う。

- ・「5. 業務（活動）の内容（4）現地工事」に記載の××建設に係る業務
- ・××に係る業務
- ・〇〇に係る業務

(3) 現地工事（支援型の場合、この項目を削除）

業務対象国において 200 万円以上（1 契約 1 発注）の施設等を建設する現地工事（修繕・修理を含む）を実施する場合は、以下の内容について具体的に記載する。

現地工事を実施しない場合には、「本業務では、現地工事を実施しない。」と記載し、以下の文・項目を削除する。

受託者は、「5. 業務（活動）の内容（4）現地工事」に記載した以下の施設又は設備の工事（修繕・修理等を含む）に際し、「草の根技術協力事業に係る契約管理ガイドライン」と「草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン」に従い工事を実施する。

① × ×

目的：

完成時期：○年○月○日

施設建設・設備設置の方法：施工業者に委託／住民参加等の手法等。

譲与：事業終了後の譲与先／譲与先が公的な機関であるか等。

② × ×

目的：

完成時期：○年○月○日

施設建設・設備設置の方法：施工業者に委託／住民参加等の手法等。

譲与：事業終了後の想定譲与先／譲与先が公的な機関であるか等。

(4) 物品・機材の調達（支援型の場合、この項目を削除）

160万円（1契約1発注）以上の事業用物品・機材調達を行う場合、以下の内容について具体的に記載する。

物品・機材の調達を実施しない場合には、「本業務では、物品・機材の調達を実施しない。」と記載し、以下の文・項目を削除する。

受託者は、「5. 業務（活動）の内容（5）物品・機材の調達」に記載した以下の物品・機材を、「草の根技術協力事業に係る契約管理ガイドライン」と「草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン」に従い調達する。

① 物品・機材の名称：

仕様：

数量：

使用目的：

納入時期：○年○月○日

納入場所：

譲与：事業終了後の想定譲与先／譲与先が公的な機関であるか等。

② 物品・機材の名称：

仕様：

数量：

使用目的：

納入時期：○年○月○日

納入場所：

譲与：事業終了後の想定譲与先／譲与先が公的な機関であるか等。

(5) 全体事業期間（期分け（分割）契約以外の場合、この項目を削除）

期分け（分割）契約の場合、全体事業期間を記載する。期分け（分割）契約をしない場合には、この項目は削除する。

(6) 事業計画の見直し

事業の初期段階の業務（活動）の進捗結果を踏まえ、その後の業務（活動）を見直す（再設定する）場合、その時期や検討すべき事項等について記載する。

例：受託者は事業開始3か月を目途に、各活動の成果を測る指標の設定を行い、これを踏まえた受託者とJICA間の協議により、プロジェクト目標の指標を設定する。また、受託者とカウンターパートで毎月事業の進捗状況をレビューし、その結果を四半期ごとのモニタリング会合にてJICAに報告する。その他要因により、計画している活動の遂行に困難が生じ、当初設定した成果が見込めないと想定される合等には、適宜JICAと受託者間で協議の上、事業計画の見直しを行う。

7. 業務履行上の著作物に係る著作権（四半期報告書、事業完了報告書及び業務完了報告書以外の著作物を作成する場合、記載が必要。それ以外の場合は、この項目を削除）

契約約款において、四半期業務報告書、事業完了報告書及び業務完了報告書の著作権は、JICAに譲渡されることが規定されている。一方で、その他の研修教材等の業務履行上の著作物（受託者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除く。以下「業務履行上の著作物」という。）は、受託者が草の根技術協力事業以外の自主事業等においても活用できることが望ましいと考えられるため、業務履行上の著作物が発生する場合には、本条項において、その著作権が受託者に帰属することを記載する。ただし、事業終了後も相手国実施機関やターゲットグループが業務履行上の著作物を利用することが必要である場合には、相手国実施機関やターゲットグループ、必要に応じてJICAに対する利用許諾をすることについても記載する。

（1）著作権の帰属

以下に記載する著作物は、草の根技術協力事業契約約款第8条第1項の規定にかかわらず、同約款第7条第5項の検査結果の通知後も、著作権が受託者に帰属する。

① × ×

② × ×

（2）利用許諾

受託者は、JICA、カウンターパート及びターゲットグループに対し、前項に記載した著作物を以下の態様により無償で利用及び改変することを許諾し、JICA、カウンターパート及びターゲットグループのこれらの行為について著作者人格権を行使しないことを確認する。受託者はカウンターパート及びターゲットグループに対して著作権の利用及び改変の許諾及び著作人権不行使の合意を行い、JICAに対して四半期業務報告書、事業完了報告書又は業務完了報告書にて報告する。

①複製、翻訳、翻案

②上演、演奏、上映、口述、展示

③放送、有線放送、自動公衆送信その他の公衆送信

④頒布、譲渡、貸与

⑤その他本著作物に関する一切の利用

8. 提案自治体の関与（地域活性型で指定団体を置く場合のみ記載が必要。支援型、パートナー型、地域活性型で指定団体を置かない場合はこの項目を削除）

地域活性型で指定団体を置く場合、提案自治体の事業への関与、事業における役割等について、提案自治体と受託者で協議のうえ具体的に記載する。

以 上